

## 特別非課税貯蓄廃止申告書の記載要領等

- 1 この申告書は、貯蓄者が特別非課税貯蓄申告書を提出した販売機関の営業所等において非課税扱いを受けることを取りやめる場合に、当該非課税貯蓄申告書の提出をした販売機関の営業所等を経由して貯蓄者の住所地を所轄する税務署長に提出してください。
- 2 各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「郵便番号」、「個人番号」、「住所」、「氏名」及び「生年月日」欄に、貯蓄者の住所等を記載してください。
  - (2) 「最高限度額」欄に、金額を記載してください。
  - (3) 「公債の販売機関の営業所等」欄に、金融機関の営業所等の「所在地」、「名称」及び「営業所番号」を記載してください。
  - (4) 「公債の販売機関の受理年月日」欄に、受理年月日を記載してください。